



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *45 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (出納室)
- *46 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (")
- *47 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則 (")

○ 教育委員会規則

- *20 和歌山県立特殊教育学校規則の一部を改正する規則

○ 訓令

- *39 和歌山県考査規程の一部を改正する訓令 (人事課)
- *40 和歌山県情報セキュリティ対策基準規程の一部を改正する訓令 (情報システム課)
- *41 和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令 (出納室)

規 則

和歌山県規則第45号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則(昭和39年和歌山県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(出納室等の出納員)

第3条 出納局出納室(以下「出納室」という。)、出納局総務事務集中課(以下「総務事務集中課」という。)、総務部税務課(以下「税務課」という。)及び総務部管財課(以下「管財課」という。)に出納員を置く。

2 前項の出納員は、出納室長又は当該課長の職にある職員をもってこれに充てる。

第3条の次に次の1条を加える。

(教育委員会給与課の出納員)

第3条の2 教育委員会給与課に出納員を置く。

2 前項の出納員は、教育委員会給与課副課長の職にある職員をもってこれに充てる。

3 前項の場合において、同項の職員が法第172条第1項に規定する職員でないときは、当該職員は、同項の職員に併任

されたものとみなす。

第4条第3項中「吏員」を「職員」に改める。

第5条第3項中「吏員」を「職員」に、「同条同項」を「同項」に改める。

第6条第1項中「出納室、振興局、家畜保健衛生所その他」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 収納員は、知事がこれを命ずる。この場合において、当該職員が法第172条第1項に規定する職員でないときは、これを同項の職員に併任されたものとみなす。

第7条中「前4条」を「前5条」に、「税務課、管財課、総務事務集中課」を「総務事務集中課、税務課、管財課、教育委員会給与課」に、「第172条第1項の」を「第172条第1項に規定する」に改める。

第8条(見出しを含む。)中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第9条の見出し中「本庁」を「出納室等」に改め、同条第1項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同項第13号中「第117条第2項」を「第117条第3項」に改め、同条中第4項を削り、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 総務事務集中課の出納員は、委回事務及び次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)第27条総務事務集中課の項第1号に規定する事務に係る支出で会計管理者が軽易であると認めるもの(以下この項において「軽易な支出」という。)に係る支出負担行為の確認及び支出に関すること。

(2) 物品(基金に属する動産を含む。以下この項において同じ。)の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)に関すること(他の出納員の所掌に属するものを除く。)

(3) 物品の記録管理に関すること。

(4) 物品に関する調書の作成に関すること。

(5) 総務事務集中課の所掌事務に伴う物品の調達及び不用品の処分に係る入札並びに軽易な支出に伴う歳入歳出外現金の受入れ及び払渡しに関すること。

第9条の2を次のように改める。

(教育委員会給与課の出納員の会計事務)

第9条の2 教育委員会給与課の出納員は、当該課の所掌事務に伴う市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条の規定に基づき県が負担する旅費に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務をつ

かさどる。

第11条第1項中「出納員」の次に「(東牟婁振興局総務室の会計駐在員の職にある出納員を除く。)」を加え、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項に規定するもののほか、振興局総務室の出納員は、次に掲げる事務(他のかいの出納員の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(1) 別表第4に掲げるかいの所掌事務に伴う支出負担行為の確認及び支出に関すること。

(2) 別表第4に掲げるかいの所掌事務に伴う戻出に関すること。

(3) 別表第4に掲げるかいの所掌事務に伴う歳入歳出外現金の払渡しに係る支払に関すること(和歌山県財務規則第117条第3項ただし書に該当するものを除く。)

3 第1項に規定するもののほか、教育委員会給与課分室の出納員は、当該かいの所掌事務に伴う市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条の規定に基づき県が負担する旅費に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務(他のかいの出納員の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第13条を次のように改める。

(事務の代理)

第13条 会計管理者に事故がある場合においては、出納局長、出納室の出納員及び総務事務集中課の出納員の順序によりその事務を代理させるものとする。

第14条第2項第1号中「副出納長」を「出納局長」に改め、同項第3号及び第4号中「出納室分室及び」を削る。

第16条中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(その他の会計職員の事務の引継)

第17条 前2条の規定にかかわらず、収納員その他の会計職員は、事務の引継に際し、引継目録及び引継計算書の調整を省き口頭をもって引継をし、及びその報告をすることができる。

別表第1振興局総務室の項中「振興局総務室」の次に「(東牟婁振興局総務室申本地区駐在を除く。)」を加え、「副室長」を「主幹」に改め、同項の次に次のように加える。

東牟婁振興局総務室申本地区駐在	会計駐在員
-----------------	-------

別表第1高等技術専門校の項中「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」に改め、同表高等学校の項の次に次のよ

うに加える。

特別支援学校	事務長
--------	-----

別表第1和歌山盲学校の項、和歌山ろう学校の項及び養護学校の項を削る。

中「第117条第2項」を「第117条第3項」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の2の項を同表の3の項とし、同表の1の項の次に次のように加える。

別表第2の4の項を削り、同表の3の項委任事務の欄(2)

2 総務事務集中課の出納員	(1) 総務事務集中課の所掌事務に伴う物品の調達及び不用品の処分をする場合に納付される入札保証金のうち和歌山県財務規則第117条第3項ただし書に該当するものを納し、及び一時保管すること。
---------------	---

別表第2の7の項委任事務の欄に次のように加える。

(5) つり銭用資金を保管すること。

別表第2の10の項出納員名の欄中「その他のかいの出納員」の次に「(東牟婁振興局総務室の会計駐在員の職にある出納員を除く。)」を加える。

別表第3出納長から委任を受けた者の欄中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第4中「(第9条、第9条の2関係)」を「(第9条、第11条関係)」に改め、同表の1の項支払等の事務主管の対象となるかいの欄中「和歌山高等技術専門校」を「和歌山産業技術専門学院」に、「桐蔭高等学校」を「桐蔭中学校 桐蔭高等学校」に改め、同表の2の項出納員の区分の欄中「出納室那賀分室」を「那賀振興局総務室」に改め、同項支払等の事務主管の対象となるかいの欄中「給与課那賀分室 粉河高等学校」を「粉河高等学校」に改め、同表の3の項出納員の区分の欄中「出納室伊都分室」を「伊都振興局総務

室」に改め、同項支払等の事務主管の対象となるかいの欄中「給与課伊都分室 古佐田丘中学校」を「古佐田丘中学校」に改め、同表の4の項出納員の区分の欄中「出納室有田分室」を「有田振興局総務室」に改め、同項支払等の事務主管の対象となるかいの欄中「給与課有田分室 箕島高等学校」を「箕島高等学校」に改め、同表の5の項出納員の区分の欄中「出納室日高分室」を「日高振興局総務室」に改め、同項支払等の事務主管の対象となるかいの欄中「給与課日高分室 日高高等学校」を「日高高等学校」に改め、同表の6の項出納員の区分の欄中「出納室西牟婁分室」を「西牟婁振興局総務室」に改め、同項支払等の事務主管の対象となるかいの欄中「田辺高等技術専門校」を「田辺産業技術専門学院」に、「給与課西牟婁分室」を「給与課紀南分室」に改め、同表の7の項出納員の区分の欄中「出納室東牟婁分室」を「東牟婁振興局総務室」に改め、同項支払等の事務主管の対象となるかいの欄中「新宮

高等技術専門校 給与課東牟婁分室 新宮高等学校 新宮商業高等学校」を「新宮高等学校 新翔高等学校」に改め、同表8の項出納員の区分の欄中「出納室東牟婁分室申本駐在員の主任駐在員」を「東牟婁振興局総務室申本地区駐在の会計駐在員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第46号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

第1条 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「出納長、出納長」を「会計管理者及び会計管理者」に改め、「及び出納室分室の出納員」を削る。

第7条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第10条第1項から第3項までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第4項中「出納長」を「会計管理者」に、「出納室分室」を「振興局総務室」に改める。

第12条第2項及び第14条第3項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第28条第1項第3号から第9号までを次のように改める。

(3) 現金を投入して使用できる機能が付加された複写機、電話機その他の機器により収入する代金

(4) 狂犬病予防注射手数料

(5) 高等看護学院の入学考査手数料（和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）第2条第2項第2号に該当するものに限る。）

(6) 競輪の投票券の発売代金及び競輪場の入場料

(7) 口座振替の方法による県立高等学校全日制及び定時制の授業料

(8) 県立高等学校通信制の授業料

(9) 個人使用に係る近代美術館、博物館、紀伊風土記の丘資料館及び自然博物館の入場料

第28条第1項に次の1号を加える。

(10) 近代美術館、博物館、紀伊風土記の丘資料館及び自然博物館において販売する図録等の代金

第30条を次のように改める。

（歳入の徴収等の委託）

第30条 知事は、令第158条第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするとき、及び令第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務を委託しようとするときは、あらかじめ会計管理者の意見を聴

くものとする。その事務の内容を変更しようとするときも同様とする。

第31条の見出しを「（税外収入収納受託者の手続）」に改め、同条第1項中「歳入の徴収」を「令第158条第1項の規定により歳入の徴収」に、「受託者」を「税外収入収納受託者」に改め、同条第2項中「受託者」を「税外収入収納受託者」に改める。

第31条の次に次の1条を加える。

（県税収納受託者の手続）

第31条の2 令第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者（以下この条において「県税収納受託者」という。）は、県税の徴収金を収納したときは、知事が別に定める方法により、その県税の徴収金を指定金融機関に払い込まなければならない。

2 県税収納受託者は、前項の県税の徴収金を払い込む前に県税徴収金収納計算書を知事に提出しなければならない。この場合において、県税収納受託者は、当該計算書に記載すべき事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により記録するものとする。

第35条第1項及び第2項中「吏員」を「職員」に改める。

第45条第2項中「収入済額報告書集計表」を「収入済額報告書」に、「10日」を「15日」に改める。

第46条及び第58条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第59条第1項第16号中「出納長」を「会計管理者」に改め、同項中第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 日本郵政公社に支払う県税収納手数料

第59条第2項第5号中「移送」の次に「及び緊急保護」を加え、同項第15号中「有料道路」を「船舶、有料道路」に改める。

第66条第2項、第73条、第111条、第112条及び第112条の2中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第117条第2項中「収入済額報告書集計表」を「収入済額報告書」に改める。

第125条第2項、第126条第3項、第127条及び第131条第1項中「総務部長」を「会計管理者」に改める。

第133条、第134条第1項、第3項及び第4項、第136条第3項、第137条から第139条までの規定、第140条第1項並びに第142条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第1の1の項地方機関の欄中「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」に、同表2の項地方機関の欄中「和歌山盲学校 和歌山ろう学校 養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第 2(第 50 条関係)

執行区分		支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の合議を要する経費							支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	
			本庁									かい
節	区分		総務管理 局長	人事課長	管財課長	会計管理 者	出納局長	出納室長	総務事務集 中課長	振興局総務 室の出納員		
1	報酬	支出の決定をするとき。									支出しようとする額	
2	給料	支出の決定をするとき。									支出しようとする額	
3	職員手当等	退職手当 手当の決定をするとき。						全額			支給を要する額	手当の額を明らかにした書類
		その他の職員 手当等	支出の決定をするとき。								支出しようとする額	
4	共済費	支出の決定をするとき。									支出しようとする額	
5	災害補償費	補償の決定をするとき。		全額							補償を要する額	戸籍謄本又は戸籍抄本、本人の請求書の写し並びに病院等の請求書、領収書又は証明書及び算出基礎を明らかにした書類
6	恩給及び退職年金	支出の決定をするとき。									支出しようとする額	
7	賃金	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条第3項ただし書及び同法第22条第2項に規定する職員に係るもの									支出しようとする額	
		その他の賃金	雇入れのとき。	全額							標準賃金と雇入れ人員との積算額	
8	報償費	単価契約によるもの									支出しようとする額	
		物品の購入に係るもの	契約を締結するとき。					500万円以上(和歌山県物品調達事務規程(平成10年和歌山県訓令第13号)第2条第3号の集中調達物品の調達(以下「集中調達」という。)を除く。)		全額(集中調達を除く。)	契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
		講師又は参考人等に対する報償金のうち契約書の作成を省略し、又は請書を徴することを要しないもの	支出の決定をするとき。								支出しようとする額	
		その他の報償費	交付の決定をするとき又は契約を締結するとき。								交付を要する額又は契約金額	交付を明らかにした書類又は見積書若しくは算出基礎

											を明らかにした書類及び契約書案
9 旅費		支出の決定をするとき。								支出しようとする額	
10 交際費		交付の決定をするとき又は契約を締結するとき。								交付を要する額又は契約金額	交付を明らかにした書類又は見積書若しくは算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
11 需用費	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。								支出しようとする額	
	消耗品費(書籍類の購入及び複写機の消耗品の供給契約に係るものに限る。)及び修繕料(緊急に実施する必要がある庁舎等の小規模修繕料に限る。)のうち契約書の作成を省略し、又は請書を徴することを要しないもの	支出の決定をするとき。								支出しようとする額	
	食糧費	契約を締結するとき。								契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類等
	光熱水費	支出の決定をするとき。								支出しようとする額	
	その他の需用費	契約を締結するとき。					物品の購入及び修繕に係るもの(集中調達を除く。)			契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
12 役務費	長期継続契約によるもの(電信電話料を除く。)	会計年度の初日								当該会計年度の額	契約書の写し
	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。								支出しようとする額	
	通信運搬費(電信電話料、料金後納郵便料及び運賃先払いによる運搬料に限る。)、保管料(到着荷物の保管料に限る。)及び手数料(公共事業に係る不動産鑑定評価の報酬に限る。)	支出の決定をするとき。								支出しようとする額	
その他の役務費	交付の決定をするとき、申込みをするとき又は契約の締結をするとき。				建物及び動産の火災保険に係るもの	1,000万円以上(契約書の作成を省略し、又は請書を徴することを要しないものを除く。)	全額(契約書の作成を省略し、又は請書を徴することを要しないものを除く。)	全額(契約書の作成を省略し、又は請書を徴することを要しないものを除く。)	交付を要する額、申込金額又は契約金額	交付を明らかにした書類、申込書案又は見積書若しくは算出基礎を明らかにした書類及び契約書案	

13 委託料	長期継続契約によるもの	会計年度の初日										当該会計年度の額	契約書の写し
	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。										支出しようとする額	
	犯罪被害者及び留置人の医療費	支出の決定をするとき。										支出しようとする額	
	工事に係る調査測量設計監理委託	契約を締結するとき。					1億円以上	全額		全額	契約金額		見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
	その他の委託料	契約を締結するとき。				5,000万円以上	500万円以上	全額		全額	契約金額		見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
14 使用料及び賃借料	長期継続契約によるもの	会計年度の初日										当該会計年度の額	契約書の写し
	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。										支出しようとする額	
	テレビ聴視料、タクシー乗車券及び有料道路使用料並びに会場使用料(付随する経費を含む。)のうち契約書の作成を省略し、又は請書を徴することを要しないもの	支出の決定をするとき。										支出しようとする額	
	その他の使用料及び賃借料	契約を締結するとき。					1,000万円以上	全額		全額	契約金額		見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
15 工事請負費	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。										支出しようとする額	
	その他の工事請負費	契約を締結するとき。				5億円以上	1億円以上	全額		全額	契約金額		起工伺、指名伺、設計書、見積結果表、契約書案その他必要な書類
16 原材料費	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。										支出しようとする額	
	その他の原材料費	契約を締結するとき。							全額(集中調達を除く。)		契約金額		見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
17 公有財産購入費		契約を締結するとき。	5,000万円以上		全額	5,000万円以上	1,000万円以上	全額		全額	契約金額		見積書、契約書案その他内容を明らかにした書類
18 備品購入費	重要物品の購入に係るもの	契約を締結するとき。				1,000万円以上(集中調達を除く。)	500万円以上(集中調達を除く。)	全額(集中調達を除く。)	全額(集中調達を除く。)	全額(集中調達を除く。)	契約金額		見積書及び契約書案
	その他の備品購入費	契約を締結するとき。							全額(集中調達を除く。)		契約金額		見積書及び契約書案
19 負担金、補助及び交付金	交付決定を要する負担金	交付の決定をするとき。				5,000万円以上	1,000万円以上	全額		全額		交付を要する額	申請書、交付決定通知書の案及び交付に係る関係書類
	交付決定を要	支出の決定を										支出しようとする額	

	しない負担金のうち法律、政令、省令、条例又は規則に基づき支出するもの及び講習会、研究会等の参加費その他これに類する経費	するとき。								する額	
	交付決定を要しない負担金のうち申込み又は契約を締結するもの(法律、政令、省令、条例又は規則に基づき支出するもの及び講習会、研究会等の参加費その他これに類する経費を除く。)	申込みをするとき又は契約を締結するとき。			5,000万円以上	1,000万円以上	全額		全額	申込金額又は契約金額	申込書案又は契約書案
	交付決定を要しないその他の負担金	請求のあったとき。								請求のあった額	請求書の写し
	交付決定を要する補助金及び交付金	交付の決定をするとき。			5,000万円以上(利子補給金を除く。)	1,000万円以上(利子補給金を除く。)	全額(利子補給金を除く。)		全額(利子補給金を除く。)	交付を要する額	申請書、交付決定通知書の案及び交付に係る関係書類
	交付決定を要しない補助金及び交付金	請求のあったとき。			5,000万円以上(利子補給金及び法律、政令、省令、条例又は規則に基づき支出する交付金を除く。)	1,000万円以上(利子補給金及び法律、政令、省令、条例又は規則に基づき支出する交付金を除く。)	全額(利子補給金及び法律、政令、省令、条例又は規則に基づき支出する交付金を除く。)		全額(利子補給金及び法律、政令、省令、条例又は規則に基づき支出する交付金を除く。)	請求のあった額	請求書の写し
20 扶助費	現品購入に係るもの	契約を締結するとき。								契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
	その他の扶助費	交付の決定をするとき。								交付を要する額	交付を明らかにした書類
21 貸付金		貸付けの決定をするとき。			5,000万円以上	1,000万円以上	全額		全額	貸付けを要する額	申請書、貸付決定書案、契約書案及び算出基礎を明らかにした書類
22 補償、補填及び賠償金	賠償金	賠償の決定をするとき。	1,000万円以上	全額	1,000万円以上	全額	全額	全額	全額	賠償を要する額	契約書案その他内容を明らかにした書類
	その他	補償又は補填の決定をするとき。				500万円以上	全額	全額	全額	補償又は補填を要する額	契約書案その他内容を明らかにした書類
23 償還金、利子及び割引料		償還等の決定をするとき。								償還等を要する額	請求書の写しその他内容を明らかにした書類
24 投資及び出資金		払込み又は出資の決定をするとき。	2,000万円以上	全額	2,000万円以上	500万円以上	全額			払込み又は出資を要する額	申請書又は申込書案、契約書

		るとき。								案その他内容を明らかにした書類
25	積立金	積立ての決定をするとき。				500万円以上(基金により発生する運用益を除く。)	全額(基金により発生する運用益を除く。)		積立てを要する額	算出基礎を明らかにした書類
26	寄附金	寄附の決定をするとき。			1,000万円以上	全額	全額		寄附を要する額	申請書又は申込書案その他内容を明らかにした書類
27	公課費	納入の通知を受けたとき又は納付の決定をするとき。							納入通知金額又は納付を要する額	納入通知書の写し又は算出基礎を明らかにした書類
28	繰出金	繰出しの決定をするとき。			1,000万円以上(定額運用基金(基金により発生する運用益を除く。))	全額(定額運用基金(基金により発生する運用益を除く。))			繰出しを要する額	算出基礎を明らかにした書類

備考

- 1 支出の決定をするとき、請求のあったとき又は交付の決定をするときをもって整理時期とする支出負担行為で、これに基づいて法第 235 条の 5 に規定する期限までに支出等をすべき経費に係るものについては、当該期限までの間において当該支出等に先立って支出負担行為として整理することができるものとする。
- 2 集中調達に係る経費(契約書を作成し、又は請書を徴することを要するものを除く。)の支出負担行為として整理する時期は、支出の決定をするときとする。
- 3 法第 209 条に定める各会計内及び会計間での支出(他会計への繰出金を除く。)に係る支出負担行為として整理する時期は、支出の決定をするときとする。
- 4 和歌山県会計職員に関する規則別表第 4 の 1 の項の出納員の支払等の事務主管の対象となるかにかいては、本表中「振興局総務室の出納員」とあるのは、「出納室長」と読み替えるものとする。
- 5 本庁において次の表の左欄に掲げる課長に合議を要する同表の右欄に掲げる支出負担行為については、当該合議先を当該課の担当班長とする。

管財課長	役務費のうち 100 万円未満の火災保険に係るもの
総務事務集中課長	1 報償費のうち 20 万円未満の物品の購入に係るもの 2 需用費のうち 100 万円未満の物品の購入及び修繕に係るもの 3 原材料費のうち 500 万円未満に係るもの 4 扶助費のうち物品の購入に係るもの

- 6 この表の規定にかかわらず、知事の決裁を要するものについては、総務部長、総務管理局长及び財政課長の合議を要するものとする。
- 7 この表の規定にかかわらず、次に掲げるものの支出負担行為は、財政課長の合議を要するものとする。
 - (1) 内容が重要又は異例に属するもの
 - (2) 予算の内容を変更するもの
 - (3) 新たな予算措置を必要とするもの
 - (4) その他、あらかじめ財政課長が指定した案件に係るもの
- 8 この表に定める時期に支出負担行為として整理することが困難又は適当でない認められるときは、支出負担行為担当者は出納欄と協議の上、別に支出負担行為として整理する時期等を定めることができる。

別表第3備考を次のように改める。

備考

- この表の規定にかかわらず、資金前渡及び過年度支出に係る支出負担行為のうち和歌山県会計職員に関する規則第9条第2項第1号に規定する軽易な支出に係るものについては、出納機関への合議は不要とする。
- 継続費又は債務負担行為に基づく支出負担行為済のもの翌年度以降における歳出予算に基づく支出負担行為として整理する時期は、それぞれ当該経費に係る歳出予算の配当のあったときとし、当該歳出予算に基づく支出負担行為の範囲は、当該経費に係る歳出予算の配当のあった額とするものとする。

別表第4備考5中「2箇月」を「3か月」に改める。

第2条 和歌山県財務規則の一部を次のように改正する。

第28条第1項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- 指定金融機関等の取り扱う電子情報処理組織を使用して、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記載すべき事項を記録した納付書に基づき納付される個人の事業税、不動産取得税、自動車税及び鉦区税の徴収金

第29条の次に次の1条を加える。

（マルチペイメントネットワークを利用した歳入金の収納等）

第29条の2 指定金融機関等は、マルチペイメントネットワーク（金融機関と収納機関とをネットワークで結ぶことにより、金融機関が提供する手段を利用して歳入金を収納することができ、かつ、その結果が即時に電磁的記録（電磁的方法で作られた記録をいう。）により収納機関に通知される決済基盤をいう。）を利用して、個人の事業税、不動産取得税、自動車税及び鉦区税の徴収金を収納することができる。

2 歳入徴収者は、納税者が指定金融機関等の取り扱う電子情報処理組織を使用して、電磁的方法により記載すべき事項を記録した納付書に基づき、個人の事業税、不動産取得税、自動車税及び鉦区税の徴収金を納付しようとするときは、前項のマルチペイメントネットワークを利用して納付させるものとする。

第31条の2第2項中「（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）」を削る。

附 則

この規則中第1条の規定は平成19年4月1日から、第2条の規定は同年4月16日から施行する。

和歌山県規則第47号

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

第1条 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則（平成7年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「指定金融機関等」を「歳入徴収者」、「指定金融機関等」に、「規定する指定金融機関等」を「規定する歳入徴収者、指定金融機関等」に改め、同条第3項中「自動払込みの取扱いに関する省令（昭和57年郵政省令第6号）第1条に規定する方法による場合」を「自動払込みの方法による歳入金の収納」に改める。

第4条第2項中「和歌山県農業改良資金特別会計」を「和歌山県農林水産振興資金特別会計農業改良資金」に改める。

第9条第2項中「収納郵便官署」を「収納郵便局」に改める。

第14条第2項中「歳入徴収事務」を「歳入の徴収又は収納の事務」に改め、同条に次の1項を加える。

3 総括店は、令第158条の2第1項の規定により県税の歳入金の収納事務の委託を受けた者から歳入金の払込みを受けたときは、あらかじめ歳入徴収者から送付される収納済通知書に記載すべき事項を記録した通知書（以下「収納済記録通知書」という。）によってこれを領収しなければならない。

第15条第1項中「前条まで及び」を「第13条まで、前条第1項及び第2項並びに」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 総括店は、前条第3項の規定により公金を領収したときは、収納済記録通知書に領収年月日及び領収済みの表示をし、これを歳入徴収者に送付しなければならない。

第41条第1項、第43条第1項及び第52条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記第1号様式及び別記第7号様式中「和歌山県出納長」を「和歌山県会計管理者」に改める。

第2条 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「歳入金の収納」の次に「及びマルチペイメントネットワーク（和歌山県財務規則第29条の2第1項に規定するマルチペイメントネットワークをいう。以下同じ。）を利用した方法による歳入金の収納」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

(マルチペイメントネットワークによる収納)

第9条の2 指定金融機関等の各店舗は、マルチペイメントネットワークにより納付ができる県の公金について、マルチペイメントネットワークによる収納事務に関し別に知事が定めるところにより処理しなければならない。

附 則

この規則中第1条の規定は平成19年4月1日から、第2条の規定は同年4月16日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第20号

和歌山県立特殊教育学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 檜 畑 直 尚

和歌山県立特殊教育学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立特殊教育学校規則(昭和42年和歌山県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県立特別支援学校規則

第1条中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第6条第1項中「盲学校学習指導要領、ろう学校学習指導要領、又は養護学校学習指導要領の基準及び」を「特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の基準並びに」に改め、同条第3項中「盲学校療科」を「視覚障害者である生徒に対する教育を行う学校の高等部における療科」に改め、同条第4項中「ろう学校理容科」を「聴覚障害者である生徒に対する教育を行う学校の高等部における理容科」に改める。

第23条の見出し中「盲者等」を「視覚障害者等」に改める。

第24条中「盲学校及びろう学校の幼稚部」を「視覚障害者に対する教育を行う学校若しくは聴覚障害者に対する教育を行う学校の幼稚部(以下「幼稚部」という。)」に改める。

第25条から第27条までの規定、第29条第2項及び第30条第1項中「盲学校及びろう学校の」を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第39号

庁中一般

各地方機関

和歌山県考査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県考査規程の一部を改正する訓令

和歌山県考査規程(昭和40年和歌山県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部総務管理局人事課」を「総務部監察巡察室」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第40号

庁中一般

各地方機関

和歌山県情報セキュリティ対策基準規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県情報セキュリティ対策基準規程の一部を改正する訓令

和歌山県情報セキュリティ対策基準規程(平成16年和歌山県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「知事公室は知事公室長」を「知事室は知事室長」に、「出納室は出納長」を「出納局は会計管理者」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第41号

庁中一般

各 かい

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令

和歌山県会計事務決裁規程(昭和62年和歌山県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「出納長又は出納長」を「会計管理者又は会計管理者」に改め、同条第3号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「副出納長」を「出納局長」に改める。

第4条の見出し中「本庁」を「出納室等」に改め、同条中「本庁の出納員」を「出納室、総務事務集中課、税務課

及び管財課の出納員」に改め、「有価証券」の次に「(公有財産に属するものを含む。)」を加える。

第5条第2項に次の1号を加える。

(6) 歳入歳出外現金の受入金更正、受入項目訂正、払渡更正及び払渡項目訂正の確認

第8条第1項及び第2項中「出納長」を「会計管理者」に、「副出納長」を「出納局長」に改める。

第9条中「第7条第1号から第3号」を「第6条第1号から第3号」に、「代決する事」を「代決すること」に改める。

第10条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。